

一般社団法人
日本ネッソン協会
会 員 規 約

2018年1月

はじめに

一般社団法人日本ネッシン協会（以下協会）は、協会の会員について日本ネッシン協会会員規約（以下本規約）を次の通りとし、協会及び会員はともに本規約を遵守し、協会と会員が一致団結して協会の目的を達成するための基本的事項を定めることとします。

第1条（目的）

会員は、会員自身の健康と幸福の増進のみならず、横山式ネッシン療法を通して、すべての人々が健康で幸福な生活を送る礎を作るとともに、広く世界に普及させ、世界の平和と健康に寄与することを目的とします。

第2条（会員）

会員は、協会が指定した方法で会員登録し、日本ネッシン協会本部（以下本部）が、承認した者を会員とします。

第3条（会員の種類）

会員は、会員の希望により会員資格を次の各項より選ぶことができます。

1. パーソナル会員：P会員

ネッシン療法の普及をたゆまなく行い、ネッシン療法の技術研鑽に邁進し、もっぱらその技術を個人及び公益に提供し、社会福祉の向上に努める会員を対象とします。

2. セラピスト会員：T会員

ネッシン療法の専門家として、療場所や療法による生計維持及び会員本人の収入の補助を行う個人やインストラクターを目指す人を対象とします。

3. ビジネス会員：B会員

横山式ネッシン療法を基盤とした施術やサービスを企業化して社会貢献を目指し法人、療場所を開設している会員を対象とします。

第3条 但し書き

ネッシン療法の専門家として対価を得るようになった場合、P会員からT会員への切り替え、変更が必要となります。以下T会員からB会員も同様です。

第4条（会員の登録方法）

会員は、本部が指定する会員登録書に必要事項を記入し、署名押印の上本部へ郵送します。

第5条（会員の資格）

会員の資格は、協会における厳正な審査のもと、会員登録書が承認され、日本ネッシン協会年会費（以下会費）を会員が納付した翌日から発生し、会員資格発生日からもっとも近い3月31日までとします。

以後、会員の資格は、4月1日より翌年3月31日までとします。

第6条（会員の資格の更新）

会員の資格は、毎年3月1日から同月31日までの間に更新します。

更新は、会費の払い込みをもって承認します。

第7条（会員への資格通知）

本部は、会員が資格を有した場合は、その旨を日本ネッシン協会会員証（以下会員証）の送付をもって通知とします。

第8条（会員証）

会員は、日本ネッシン協会の主催及び後援する行事などに参加する場合は、会員証を常に携帯し、いつでも提示に応じなければなりません。

紛失した際は、即時に届出を行い再発行をうけなければなりません。

会員証を不携帯の場合は、会員としての特典を受けられない場合があります。

第9条 (会費)

会員は、会員登録時及び会員資格定期更新の際に、会費を本部へ納付します。

納付を確認後本部は会員証及び年会費領収書を送付します。

会費は、次の通りとします。

1. パーソナル会員：P 会員 会費 6000 円（1 年分 6000 円を前納）

入会時は、入会月より年度終了までの残月数分を入会月の月末までに納付します。これをもって入会とし、会員証が発行されます。

2. セラピスト会員：T 会員 会費 12000 円（1 年分 12000 円を前納）

入会時は、入会月より年度終了までの残月数分を入会月の月末までに納付します。これをもって入会とし、会員証が発行されます。

第3条但し書きによって変更が生じた会員は、昇格月の月末までに P 会員と T 会員の年度残月数の差額を本部へ納付します。

3. ビジネス会員：B 会員 会費 24000 円（1 年分 24000 円を前納）

入会時は、入会月より年度終了までの残月数分を入会月の月末までに納付します。これをもって入会とし、会員証が発行されます。

第3条但し書きによって変更が生じた会員は、昇格月の月末までに P 会員または、T 会員との年度残月数の差額を本部へ納付します。

4. 各会員が降格する場合は、翌年度より新資格の会費を適用します。

第10条 (会員の遵守事項)

会員は、次の各項目を遵守しなければなりません。

1. 会員は、常に、横山式ネッシン療法の知識、技術の向上を目指します。
2. 会員は、支部活動に協力し、協会の拡大を図ります。
3. 会員は、協会組織内で協会の承認のない施術方法や理論を吹聴したり宣伝したり、勧誘を行ってははいけません。また、宗教活動、政治活動、許可のない販売活動も行ってははいけません。
4. 協会及び会員は、常に法律を遵守し、違法行為をしてはいけません。
5. 会員は、協会やその組織、他の会員などを誹謗中傷及び各種ハラスメントをしてはいけません。
6. 協会において知り得た技術、施術方法、理論、知識を協会外に許可なく公表したり、漏洩してはいけません。
7. 会員は、協会の発展の妨げになる言動をおこなってははいけません。
8. 会員は、横山式ネッシン療法を行う施術所の開設及び、HP内にて横山式ネッシン療法についての広告などを掲載する際には本部への報告を行わなければなりません。

第11条 (会員資格の喪失)

会員は、次の各項目により会員資格を喪失し、退会します。

1. 会員が刑事事件により逮捕され有罪が決定したときその翌日に資格を喪失します。
2. 前10条に抵触し、協会が退会を勧告したときは即日に資格を喪失します。
3. 更新手続き、及びその他協会指定の手続きをせずに、2年が経過した場合退会とみなします。

第12条 (休会)

1. 会員は「休会届」を支部へ提出し、支部の承認を得て本部へ通知されたとき休会とします。
2. 会員は、更新期間を過ぎた場合、「休会届」を書面にて協会へ届ける必要があります。
3. 休会期間中は公的に横山式ネッシン療法の施術、療法を行うことはできませんが、過去に取得した資格、経歴は協会情報として残ります。
4. 復会する場合は、本部に連絡し年度会費を納入して更新手続きを行い、協会が行っている技術講習会に参加することで復会できます。その際過去の資格、経歴を復活します。

第13条 (自主退会)

1. 会員は任意に退会することができ、退会届に会員証を添えて本部へ郵送します。本部が退会届を

受理し、14 日後に退会とします。

2. 公的に横山式ネッシン療法の施術、療法を行うことはできません。また本部に提供された情報及び資格、経歴一切を協会にて抹消します。

第 14 条 (会費の返還)

会員が退会及び休会するときは、すでに納付されている本部協力費及び支部活動費の返還をおこないません。

第 15 条 (会員特典)

会員は、会員の種類ごとに協会より特典があります。特典は、協会の運営状況により違いがありますので、別途会員特典要綱に定めます。

第 16 条 (会員技術資格とその呼称)

協会は、会員の協会の指定する技術セミナーの進捗程度及び臨床経験、協会発展への寄与及び模範となる活動や人格形成を総合的に判断して技術資格や呼称を与えます。

技術や資格の呼称を次の通りとします。

- 1.健康講座修了者……………ビギナー
- 2.ネッシン基礎試験合格者……………ボディーセラピスト
- 3.ヘルスアドバイザー認定講習修了者……………ヘルスアドバイザー
- 4.ネッシン臨床修了者……………ダイアグノーティスアドバイザー
- 5.ネッシン基礎&臨床修了者……………トータルボディーセラピスト
- 6.プロフェショナル講習修了者……………ホットスティックセラピスト
- 7.3年以上の臨床経験があり本部が認めた者……………チーフセラピスト
- 8.本部派遣講習ができる本部が認めた者……………インストラクター
- 9.横山式ネッシン療法を理解しネッシン技術の研究、臨床に秀でており技術のみならず人間性にすぐれた者……………マスター
- 10.横山式ネッシン療法を広く社会に伝え、協会運営に多大な貢献のあった者……………ゴールドマスター

上の資格基準及び呼称は変更される場合があります。

第 17 条 (表彰、褒章)

協会は、会員が協会発展に寄与し、または、社会的に評価される活動や結果をのこしたとき支部の申し出により表彰します。

第 18 条 (本規約の実施)

本規約は、平成 30 年 1 月 1 日より実施します。